

令和3年2月
農業委員会議事録

開催日：令和3年2月25日（木）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時58分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 2月25日 (木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎保夫	出	8	浅子栄	出
2	高橋政太郎	出	9	坂巻秀雄	出
3	田口勲	出	10	藤井光昭	出
4	三ツ木宗一	出	11	高橋重雄	出
5	宇田川道代	出	12	金子繁雄	出
6	渋谷喜代治	出	13	荻島元治	出
7	吉田佳子	出	14	輿石大介	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	欠員		8	飯高進	出
2	神田東一	出	9	齋藤晃一	出
3	大貫利一	出	10	小川浩明	出
4	内野佐苗	出	11	大熊敏夫	出
5	岡安昇治	出	12	松沢浩之	出
6	関根栄	出	13	原田源一	出
7	高島豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原和紀
統括主幹 齋藤利明
主幹 草間真由美

(説明員) 開発指導課長 山口勇
開発指導課調整幹 田中克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第5号議案 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の発行について

第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時36分

9. 会議の内容

局 長	<p>皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。</p> <p>関西のほうでは緊急事態宣言が今月いっぱい終わろうということを書いてありますが、埼玉県につきましては、予定どおり3月7日まで緊急事態宣言はそのままかなと思います。</p> <p>このところ、昨日は埼玉県が50人ということで、大分減ってはきましたけれども、まだまだ終息には至らないのが現状ですので、皆さんも外へ出てうつらないように気をつけていただければと思います。</p> <p>このところ寒暖差も激しいので、桜も咲いて大分花見の人出が出たというテレビでやっていましたが、また今日あした、このところは寒いということでございますので、体には十分気をつけていただいて、この時代を乗り越えていただければと思います。</p> <p>言葉整いませんけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまより開催いたします。</p> <p>まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、5番の宇田川委員、6番の渋谷委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

統括主幹

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2万9,894平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人を含め計6名です。

本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員11番の大熊委員よりお願いいたします。

11番推進委員
(大熊委員)

1番の件について補足説明いたします。

2月15日に現地を確認しております。申請地の農地5筆については適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申

統 括 主 幹

請の意見決定について事務局から説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は追認による敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしていたところ、申請地は昭和44年以前から鶏舎として利用しておりましたが、昭和46年に飼料の高騰により養鶏をやめ、その後農機具や農業用資材及び野菜の出荷作業場として利用しておりますが、農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和3年1月21日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましても、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は追認による自動販売機設置場です。転用理由といたしまして、このたび組合の資産管理のため土地の調査をしていたところ、申請地は昭和45年以前より農機具等を収納する物置として利用し、平成19年に建物を解体し、現在は自動販売機を設置しておりますが、農地転用の手続を怠っていたことが判明し、今後も引き続き利用することが適法な土地にするための申請です。

なお、令和3年1月22日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましても、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、3番及び4番については関連がありますので、一括して説明いたします。

概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請人は、4月に保育所が移転することに伴い、職員の方から移転と同時に通勤車両の駐車場として土地を貸してほしいとの相談を受け、ま

た申請地近隣には駐車場や公共交通機関もないことから、困っている方に少しでも協力ができるばと思ひ申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について浅子職務代理、2番について田口委員、3番及び4番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、浅子職務代理、お願いいたします。

8番委員 (浅子委員) 1番の件について2月16日に現地を確認いたしました。申請地の現況は宅地で、転用目的は追認、敷地拡張でございます。事務局の報告のとおりでございまして、顛末書のとおり現況の土地利用に合わせて転用許可申請、追認をするもので、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番について、田口委員よりお願いいたします。

3番委員 (田口委員) それでは、2番の件についてご報告いたします。

2月の15日に現地を確認しております。申請地の現況は雑種地で、転用目的は追認、自動販売機の設置です。事務局からの説明にあった顛末書のとおり、現況の土地利用に合わせて転用許可申請をするものです。周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

3番及び4番について、藤井委員よりお願いいたします。

10番委員 (藤井委員) それでは、3番、4番の件について報告いたします。

当該農地2筆を一体利用するため、一括して報告をします。2月16日

に現地を確認いたしました。現況は畑で、転用目的はいずれも駐車場です。周囲をコンクリートブロックとフェンスで区画するため、隣地への被害はないと判断いたします。

議 長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に東京都足立区に本店を置き、主に金属スクラップ解体業を営む法人です。現在、本店及び支店が3か所ありますが、資材置場が2支店だけで、資材が増え置場が不足していることから土地を探していたところ、申請地は現在の顧客がほど近いところであり、また4号バイパスへのアクセスがよく計画したところ、地権者の同意が得られたことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由

といたしまして、借人は平成13年に市内に本店を置き、主に自動車電装品販売及び修理業を営む法人です。現在使用している駐車場の所有者より土地の明渡しの申出があり土地を探していたところ、申請地は本店の道路を挟んだ目の前にあり、利便性がよいことから計画したところ、土地の所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成18年に川口市に本店を置き、主に解体業を営む法人です。現在使用している2か所の資材置場が手狭となり土地を探していたところ、申請地は4号バイパスへのアクセスがよく計画したところ、地権者の同意が得られ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、譲受人はこのたび新規に自動車修理業を始めることとなり土地を探していたところ、申請地の周辺には住宅も増え集客が見込めることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は店舗です。転用理由といたしまして、譲受人は平成2年に市内に本店を置き、主に住宅設備販売業を営む法人です。このたび新たに日用品販売の店舗を計画し、土地を探していたところ、申請地の周辺は住宅が多く集客が見込めることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市外の賃貸住宅で夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しておりましたが見つからず、両親へ相談したところ、父親の所有している土地を勧められ、申請地は実家の隣接する土地で、子育ての支援や今後の両親の介護等を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替

議 長

性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について11番の高橋委員、4番について山崎委員、5番について浅子職務代理、6番について渋谷委員よりお願いいたします。

それでは、1番から3番について、高橋委員、お願いいたします。

1 1 番 委 員
(高橋 (重) 委員)

1番から3番の件について報告します。

1番の件について、2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。南側の出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

2番の件について報告します。2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。南側の出入口を除き、周囲をコンクリートブロックとフェンスにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

3番の件について報告します。2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し、土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4番について、山崎委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(山崎委員)

4番の件について報告いたします。

2月15日に事務局とともに現地を確認しております。現況は畑、転用目的は自動車修理工場です。北側県道からの出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック等で区画することから、周辺農地への被害はないと判断いたします。

議 長	<p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>5番について、浅子職務代理よりお願いいたします。</p>
8 番 委 員 (浅子委員)	<p>5番の件について、2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は店舗です。北側の出入口部分を除きコンクリートブロック、松矢板を設置し、土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>6番について、渋谷委員よりお願いいたします。</p>
6 番 委 員 (渋谷委員)	<p>6番の件について報告します。</p> <p>2月16日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、宅地と接している北側を除き周囲は既存コンクリートブロックで区画されていることから、隣地への被害はないと判断します。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございますか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということで、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。</p> <p>第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定</p>

についての7番から12番についてご説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は駐輪場です。転用理由といたしまして、借人は昭和35年に福岡県博多区に本店を置き、主に飲食業を営む法人です。平成29年に市内に飲食店舗を建設し、営業を行っておりますが、当初の想定よりも自転車での来客が多く、また4号バイパスに面していることから自動二輪車による来客も多く、バイクが駐輪スペースを占有してしまい、自転車が駐輪スペースをはみ出して置かれ、車両の出入りに支障が生じております。申請地は店舗の土地所有者であり、計画したところ同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、妻の出産も控え、家族の将来のことを考慮し、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが、希望する土地が見つからず苦慮しておりましたが、このたび申請地の土地が見つかり、周辺には幼稚園、小中学校及び商業施設や医療機関もほど近くにあり、また妻の実家にも車で20分ほどの距離にあり、子育ての支援や両親が高齢になり、介護が必要になった場合でもすぐにお世話ができることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家族の将来を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校も近く、妻の実家に徒歩で約8分のところにあり、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は平成20年に自己用住宅を建築し、夫婦と子供2人、計4人で生活しておりますが、このたび両親と同居することとなり、住宅の増築が必要となりました。母親の実家は申請地から

100メートルほどの距離にあり、高齢である姉の支援を母親が行っていることから、お互いに安心して生活できることから申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財も増え手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は保育所や小学校が近く、また妻の実家まで車で5分の距離にあり、お互い困ったときなど助け合いながら安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は今年の6月に結婚し、現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、今後子供をもうける計画があり、子育ての支援が充実している越谷市内と考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は保育所、小学校が近く、夫の実家まで車で15分程度の距離に位置し、お互いが安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について宇田川委員、8番から10番について私から、11番及び12番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、7番について、宇田川委員、お願いいたします。

5 番 委 員
(宇田川委員)

7番の件について2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐輪場です。道路部分を除く隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそ

議 長

れはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

8番から10番について私から説明いたします。

8番の件について2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除き隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、9番の件について、同じく2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除き隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件について、同じく2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は敷地拡張です。出入口を除き隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

11番及び12番について、藤井委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、11番の件について報告いたします。

(藤井委員)

2月16日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、北側出入口を除き周囲に新設のコンクリートブロック及び既存コンクリートブロックで区画することから、隣地への被害はないと判断します。

以上、ご報告いたします。

続きまして、12番の件についてご報告いたします。2月16日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、北側出入口を除き周囲に新設のコンクリートブロック及び既存コンクリートブロックで区画することから、隣地への被害はない

		と判断します。
		以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。
統	括	議案書の6ページから8ページを御覧ください。
主	幹	第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。
		番号、出願人氏名の順に読み上げます。
		それでは、1番の内容ですが、筆数が17筆で、面積は8,020平方メートル、令和元年8月27日から令和3年2月25日までの証明です。
		次に、2番の内容ですが、筆数が8筆で、面積は6,723平方メートル、平成30年3月27日から令和3年2月25日までの証明です。
		次に、3番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は2,041平方メートル、平成30年3月27日から令和3年2月25日までの証明です。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員11番の大熊委員、2番について推進委員2番の神田委員、3番について推進委員4番の内野委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、大熊委員よりお願いいたします。
1	1	1番について報告します。

(大熊委員)	2月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地17筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 2番について、神田委員よりお願いいたします。
2番推進委員 (神田委員)	2番について報告します。 2月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地8筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 3番について、内野委員よりお願いいたします。
4番推進委員 (内野委員)	3番について報告いたします。 2月15日に現地を確認しております。特例適用農地2筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。
議 長	よろしく申し上げます。 ありがとうございます。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
議 長	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
統 括 主 幹	続きまして、第5号議案 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。 議案書の9ページを御覧ください。 第5号議案 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人の順に読み上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定による農地中間管理事業のために行われる貸付けが開始された日から、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明です。

筆数が3筆で、面積は2,865平方メートルです。平成30年5月26日から令和3年2月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を推進委員2番の神田委員よりお願いいたします。

2番推進委員 (神田委員) 1番の件について報告します。

去る2月15日に事務局立会いの下、現地を確認いたしました。議案書のとおり、特例適用農地田3筆、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の10ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、

期間の順に読み上げます。

1番、500平方メートル、再設定で、期間は1年です。

2番、793平方メートル、再設定で、期間は1年です。

3番、2筆の合計2,275平方メートル、再設定で、期間は10年です。

本計画案は、越谷市における基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事するものとして作成されたものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局からお願いします。

統
括
主
幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の11ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、12ページ及び13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、13件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

議

長

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3月25日、木曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時36分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 2月25日

議 長

署名委員

署名委員